

- 放送日 3月10日(火)、3月17日(火)、3月24日(火)
- テーマ  
「自動車税種別割納期内納付のお願いと自動車に関するお知らせについて」
- 出演者  
南信県税事務所諏訪事務所 主事 市川 祐介
- 聞き手とのやりとり(概要)

Q 1 「自動車税種別割」について教えてください。

A 1 自動車税種別割は、4月1日現在で自動車をお持ちの方に、一年分の税額を納めていただく県の税金です。昨年10月の税制改正に伴い昨年までの自動車税から名称が変わっています。

また、昨年10月以降に新車で購入された自動車はそれ以前の同一排気量のものとは比べ税額が概ね低く設定されています。

納税義務者は車検証に記載されている所有者となりますが、自動車を自動車会社のローンで購入された場合は使用者に納税していただきます。

Q 2 自動車税種別割はいつまでに納めなければいけないのでしょうか。  
また、納税通知書はいつ頃届くのでしょうか。

A 2 令和2年度の自動車税種別割は6月1日月曜日が納期限となります。

納税通知書は4月下旬に発送しますが、発送数が膨大なこともあり、皆様のもとへ到着するまでおよそ1週間前後の開きがあります。そのため、家族の納税通知書が届いたのに自分のものはまだ来ない、といったことがおこることもあります。

5月20日を過ぎても届かない場合は、お手数をおかけいたしますが県税事務所へお問い合わせください。

Q 3 自動車税種別割を納付する方法はどのようなものがありますか。

A 3 そうですね。県税事務所や金融機関、コンビニエンスストアの窓口でお支

払いいただけます。コンビニエンスストアなら夜間にもご利用いただけます。その他にも、払い忘れのない銀行口座からの自動引き落としや、ATMを使ったペイジー納付、在宅のまま納付できる銀行のインターネットバンキング等の他、取扱手数料が別途かかりますが、インターネットのサイトからのクレジットカード納付もあります。

選択肢が増え、時間や場所を問わず、忙しい中でも納付がしやすくなっておりますので忘れずに納付していただければと思います。

Q 4 税金に関して、自動車を手放すときに注意することは何ですか。

A 4 冒頭でもお伝えしましたが、4月1日現在の所有者に一年分の税金が課税されますので、年度の途中で車を手放されたときは、必ず名義変更もしくは、抹消登録をしてください。翌年の4月1日を過ぎても手続きがされていないと、車が手元がないのに、さらに1年分を納税しなくてはいけなくなってしまうので、個人間での売買や、3月以降の取引は特にお気を付けください。

Q 5 最後に一言おねがいします。

A 5 自動車税種別割は、県税収入全体のおよそ14%を占め、年度当初に納めていただくため、県の事業を進めるうえで、大変重要な財源となっています。

皆様の税金は長野県の行政事業、行政サービスとして還元していきますので、ぜひ納期限の6月1日までに納税いただきたいと思います。

南信県税事務所諏訪事務所の電話番号は0266-57-2905（くりかえし）となっております。自動車税種別割に関してお支払い方法や税額、その他住所変更、減免制度についてなど何かございましたら、こちらまでお電話ください。

また、軽自動車税環境性能割は各市町村、自動車重量税は国の税金となっておりますので、お問い合わせの際にはご注意ください。